

長崎大学生物災害防止安全管理規則に定める病原体等の保有状況に関する調査  
及び報告について

平成17年9月20日  
学 長 裁 定  
平成29年9月22日一部改正

長崎大学生物災害等防止安全管理規則第27条に定める病原体等の保有状況に関する調査  
及び報告について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 安全責任者（長崎大学生物災害等防止等安全管理規則第10条に規定する安全責任者をいう。以下同じ。）は、別紙様式により各部局が保有する以下の①、②に該当する病原体等の種類、保有量、保管場所等について毎年2月1日現在で調査し、3月10日までに学長に報告すること。
  - ①長崎大学における微生物のバイオセーフティレベルにおいてBSL2又はBSL3に分類されているもの。
  - ②新たに入手又は分離した病原体等で長崎大学における微生物のバイオセーフティレベルに記載の無いもの。
2. 安全責任者は、本情報を厳重な注意のもとに取扱うものとし、情報の持ち出し、コピー、関係者以外への閲覧等が発生しないような措置を取ること。
3. 安全責任者は、病原体等を保管する機器には保管機器番号を付し、管理するとともにそれぞれの機器に表示すること。